



令和7年度 地域農業者 協働型有害鳥獣駆除活動支援金

地域農業者等とハンターによる クマの駆除活動を支援します！

- クマを始めとした有害鳥獣の出没が増える一方で、地域におけるハンター数の減少や高齢化が進み、有害鳥獣の駆除活動従事者が不足しています。
- そこで、市では令和4年度から地域農業者等とハンターによる協働の駆除活動を支援し、地域ぐるみの捕獲体制の構築を推進しています。

地域ぐるみでクマの駆除活動を実施した団体には
クマ1頭につき2万円交付します。
(ただし、1団体**上限10万円**)

- 本支援金を希望する団体は駆除活動の前に事業の**参加登録**が必要です。
- 事業の詳細は裏面をご覧ください。

問合わせ先

弘前市農林部 農村整備課 鳥獣対策係 ☎0172-40-4155

事業の流れ

1. 駆除活動団体の立ち上げ・参加登録

①地域でクマの駆除活動をするメンバーを集めます。

⚠ 団体の構成に関する主な注意事項 ⚠

- ・ハンター及び農業者等で構成される4名以上の団体であること。
- ・構成員の農業者等は狩猟免許を有していないこと。
- ・構成員のハンターは農業者等の居住する地域を活動拠点とし、第1種銃猟免許及びわな猟免許を有すること。

※農業者等には、農業者のほか、農業者以外の市民も含まれます。



②クマの駆除活動を始める前に本事業への参加登録をします。

＜参加登録に必要なもの＞

- ・会則
- ・団体名簿（会則等の様式を参考にしたい場合はご相談ください）

2. クマの駆除活動の実施(11月まで)

①活動日誌の作成等を行いながら、以下のような活動を実施します。

＜活動内容＞

- ・クマ捕獲わなの設置
- ・わなの見回り・点検、エサの交換
- ・捕獲個体の処分 など



※希望する団体には、市所有の捕獲わなを貸し出します（1団体2基まで）。

3. 活動実績の報告・支援金の支払い(随時)

①捕獲した場合は、添付書類等と共に実績報告書を随時提出します。

＜添付書類等＞

- ・捕獲したクマの尾
- ・活動日誌及び写真（日付を印字） など

②要件等を満たすことが確認できれば、

1頭につき2万円の支援金が交付されます（1団体上限10万円）。

問合わせ先
弘前市農林部 農村整備課 鳥獣対策係
電話 0172-40-4155